

# 埼玉県サービス管理責任者実践研修応募要領

本研修は、有限会社プログレ総合研究所が、埼玉県から指定を受け厚生労働省の定めた「サービス管理者等研修事業実施要項」及び埼玉県の定めて「埼玉県サービス管理者等実践研修事業者指定要項」に基づいて実施するものです。

## 1. 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、サービス管理責任者等という。）の養成を図ることを目的とする。

## 2. 受講対象者

サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（2日課程もしくは5日課程・7日課程）を修了しており、下記の【受講要件1】又は【受講要件2】又は【受講要件3】を満たしているもの。

### 【受講要件1】

埼玉県内の事業所に勤務しており、国通知「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」（※1）に基づく①～③の要件を申込時点で全て満たし、基礎研修修了後、研修開始日前までに6ヶ月の実務経験がある。

※1「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」（令和5年6月30日付け国通知）申込時点においてサービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修（2日課程もしくは5日課程・7日課程）を修了しており、以下の①～③の要件をすべて満たしている場合は、サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修修了後、研修開始日前までの実務経験を6ヶ月以上とすることができます。

①基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

②障がい福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の一連の業務に従事する。（10回以上）

③上記業務に従事することについて、指定担当部局に届出を行う。

※届出の写し等を提出できない場合や不備がある場合は申込みを受理できませんのでご注意ください。

### 【受講要件2】

埼玉県内の事業所に勤務しており、基礎研修修了後、研修開始日前までに2年の実務経験がある。

※2 上記受講要件に満たない場合は、申込を受理できませんのでご注意ください。

※3 ここで1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際の業務に従事した日数が180日以上あることをいいます。

### 【受講要件 3】

平成 30 年度以前にサービス管理責任者等研修の講義・演習部分を修了しているが令和 5 年度末までに更新研修を修了していない者で、埼玉県内の指定障害福祉サービス事業所においてサービス管理責任者等として従事しているもの又は従事しようとするもの。

#### 【注意】経過措置によるみなし配置について

サービス管理責任者等としての実務経験を満たしており、令和元年度から令和 3 年度末までにサービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修 2 日課程（もしくは 5 日課程・7 日課程）を修了し、現在サービス管理責任者等として従事（みなし配置）している方は、両方の研修を修了した日から 3 年が経過するまでに実践研修を修了しなければ、みなし配置終了後、実践研修を受講するまでの間はサービス管理責任者等として従事することができません。

### 3. 申し込み方法

#### (1) 電子申請

弊社が指定するインターネット上のフォームより、受講希望者 1 名につき 1 回の電子申請が必要です。電子申請の完了後、案内通知送付先メールアドレス宛に受講希望者毎の受付番号が自動発信されます。申込書類への記入に必要となりますので、大切に保管してください。

研修に係る書類には、電子申請に基づく表記で記載を行います。研修に係る書類は申請された書類発送先住所に発送しますので、正しく入力してください。

#### (2) 申込書類送付

角型 2 号封筒（24 cm×33.2 cm）A4 用紙が入る封筒を使用し、下記の申込書類を番号順に折らずに提出してください。

1、受講申込書兼推薦書	<ul style="list-style-type: none"><li>・受講希望者 1 人につき 1 枚作成してください。</li><li>・必要事項を記載の上、現在所属する法人又は事業所から推薦を受けてください。</li><li>・電子申請完了後に通知される受付番号の記入が必要です。</li></ul>
2、在職証明書	<ul style="list-style-type: none"><li>・受講希望者 1 人につき 1 枚作成してください。</li><li>・現在所属する法人又は事業所から現在の在職状況等の証明を受けてください。</li></ul>
3、実務経験経歴証明書	<ul style="list-style-type: none"><li>・【受講要件 1】の方は、「1、受講申込書兼推薦書」の要件①の実務経験と基礎研修修了後の実務経験、両方の記載が必要です。</li><li>・【受講要件 2】、【受講要件 3】の方は、「1、受講申込書兼推薦書」の「実務経験年数」の欄に記載のある全ての事業所について記載が必要です。</li><li>・表面は、<u>現在勤務中の事業所について記載の上、法人代表の押印が必要です。</u></li><li>・裏面には、過去に勤めていた事業所についての実務経験を記載して下さい。</li></ul>

4、資格証の写し	<p>・【受講要件1】で申し込みをする方のみ必要要件①</p> <p>サービス管理責任者等基礎研修及び相談支援従事者初任者研修  <b>受講日</b>前に、既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件を満たしていた方のうち、有資格者、国家資格の業務に従事しているものの分類で実務経験を満たした方のみ必要です。</p> <p>※分類については、「サービス管理責任者の実務経験」及び「児童発達支援管理者の実務経験」をご参照下さい。</p>
5、個別支援計画作成の一連の業務に従事することの届出の写し	<p>・【受講要件1】で申し込みをする方のみ必要要件③</p> <p>・届出の様式や受理後の書類等は事業所の所在する市町村によって異なります。</p>
6、修了証書の写し (共通講義部分)	<p>・相談支援従事者初任者研修等との共通講義を受講したことがわかる証明書を提出してください。</p> <p>(例) サービス管理責任者等基礎研修 受講証明書          相談支援従事者初任者研修 修了証書 等</p>
7、修了証書の写し (専門講義・演習部分)	<p>・サービス管理責任者等の専門講義・演習を受講したことがわかる証明書を提出してください。</p> <p>(例) サービス管理責任者等基礎研修 修了証書          サービス管理責任者研修 分野別修了証書 等</p>

提出先 〒330-0846

埼玉県さいたま市大宮区大門町3-88 逸見ビル1階

有限会社プログレ総合研究所 サービス管理責任者等実践研修事務局宛

\* 「サービス管理責任者等実践研修申込書類在中」と朱書きしてください。

### (3) 募集期間等

募集期間が開催回毎に異なります。受講希望される開催回の募集期間中に、電子申請及び申込書類送付（事務局必着）の両方を行なって下さい。

受講決定通知は、受講決定日に発送を行います。

令和6年度サービス管理責任者等実践研修 日程表

開催回	募集期間	受講決定日	WEB動画視聴・課題提出期間	演習日程
第1回	令和6年5月24日～各回定員になり次第締切	令和6年5月30日	令和6年6月1日～6月14日	令和6年6月26日（水）
第2回		令和6年6月15日	令和6年7月1日～7月14日	令和6年7月17日（水）
第3回			令和6年7月1日～7月14日	令和6年7月31日（木）
第4回		令和6年6月30日	令和6年8月1日～8月14日	令和6年8月7日（水）
第5回			令和6年8月1日～8月14日	令和6年8月29日（木）
第6回		令和6年7月31日	令和6年9月1日～9月14日	令和6年9月18日（水）
第7回			令和6年9月1日～9月14日	令和6年9月26日（木）
第8回		令和6年8月31日	令和6年10月1日～10月14日	令和6年10月16日（水）
第9回			令和6年10月1日～10月14日	令和6年10月31日（木）
第10回	令和6年9月1日～各回定員になり次第締切	令和6年9月30日	令和6年11月1日～11月14日	令和6年11月14日（木）
第11回			令和6年11月1日～11月14日	令和6年11月28日（木）
第12回		令和6年10月31日	令和6年12月1日～12月14日	令和6年12月12日（木）
第13回			令和6年12月1日～12月14日	令和6年12月25日（水）
第14回		令和6年11月30日	令和6年12月25日～1月14日	令和7年1月16日（木）
第15回			令和6年12月25日～1月14日	令和7年1月30日（木）
第16回		令和6年12月20日	令和7年2月1日～2月14日	令和7年2月12日（水）
第17回			令和7年2月1日～2月14日	令和7年2月26日（水）
第18回		令和7年1月15日	令和7年2月15日～2月29日	令和7年3月5日（水）